

📖 商務部による「外商投資管理業務の関連問題に関する通知」の公布について

2011年3月10日
第26号

企画部 調査課

2月25日付で、商務部は「外商投資管理業務の関連問題に関する通知」（商資函【2011】72号、以下「通知」と略称）を公布した。「通知」は2010年に公布された「外資利用業務をより良く行うことに関する国务院の若干意見」¹（国発[2010]第9号 以下は「国务院意見」と略称）及び「第五回目行政審査プロジェクトの取消及び調整に関する決定」（国発[2010]21号 以下は「決定」と略称）という二つの規定に基づき、外商投資プロジェクトに係わる商務部門主管政策の具体的調整を行った。（今回の政策調整ポイントは下表ご参照）。

- 📌 外商投資プロジェクト5項目の行政審査認可の取消。
- 📌 域内に上場した外商投資企業に対し、株式持分の減少額が総資本の5%を超えた場合、商務部門に関連変更手続を行うことを要求。
- 📌 サービス業における一部外商投資プロジェクトに対し、審査管理の強化。
- 📌 域外投資者の人民元建て投資に係わる商務主管部門への申請手続の明文化。

2010年4月に国务院より公布された「国务院意見」は、中国政府の今後外資導入の基本方針を示した。その後、商務部、国家工商行政管理局、国家発展改革委員会、国家外貨管理局等部署により、それぞれ外商投資導入に係わる行政手続取消、簡素化及び審査認可権限の地方主管部門委譲等行政効率向上の関連措置が打ち出された。うち、商務部は「外商投資審査認可権限の委譲関連問題についての通知」（商資発【2010】209号²）を公布しており、奨励類、許可類関連の審査認可、投資性公司設立審査認可等で従来より地方商務部門への権限委譲範囲を更に拡大した。このたび公布された「通知」は、上述の「国务院意見」と「決定」に基づき、「決定」に列挙された行政審査取消対象とされた外商投資プロジェクトに対して、商務部が主管するプロジェクトの審査認可が不要と明確化した。

¹ 「外資利用業務をより良く行うことに関する国务院の若干意見」については、当行2010年4月21日付の「BTMU(China) 経済週報」（第8号）のメインピックスの部分をご参照。

² 詳細は当行2010年7月6日付のBTMU(China) 実務・制度ニュースレター第8号をご参照。

一方、外商投資導入については、最近、国家安全に係わるプロジェクトに対して従来より審査を強化するとの動きが見られている。これに関して、2011年1月に国務院弁公庁により「域外投資者による域内企業合併・買収に対する安全審査制度確立についての通知」³（国弁発【2011】9号）が公布されており、審査範囲に該当する外商投資者による域内企業合併・買収案件に対して、新たに安全審査制度が確立された。本「通知」は、ファイナンスリース等専門性規定がある業種、小口貸付等センシティブ業種、ベンチャーキャピタル等大口資金流入に係わる一部サービス業の外商投資プロジェクトに対して審査管理を更に強化することを要求した。

また、最近注目が集まっているクロスボーダー人民元決済試行に関して、域外投資者のクロスボーダー人民元決済で取得した人民元、又は域外で合法に取得した人民元収入による対中直接投資等、資本項目下の中国回流に関連する政策解禁⁴が期待されてきた。今まで個別案件で域外投資者による資本項目下の人民元建て直接投資や、人民元建て外債借入等実行ケースが見られたが、「通知」により、初めて商務部が関連プロジェクト審査認可の観点から関連手続を明文化した。

「通知」の主要なポイントは以下の通りである。

行政審査認可を取消した項目

国発[2010]21号に行政審査認可を取消すと明確化している項目に対し、主管部門である商務部の対応方法を明確にした。うち、専門的な規定のない域内子会社の設立と輸入による現物出資の設備明細との二項目は、商務部門による審査認可が不要となり、商務部門を経由せず、直接関連部署に関連手続をすることが認められる。なお、外商投資企業の法定所在地変更、名称変更及び投資者名称変更を行う場合、商務部門による事前審査認可が不要となるが、工商登録変更手続を取った30日以内に、「通知」に規定している書類⁵を商務主管部門に提出し、備案をすることが求められる。

³詳細は当行2011年3月1日付のBTMU (China) 実務・制度ニュースレター第25号をご参照。

⁴これに関して、国家外貨管理局上海市分局が「上海管轄内機構の人民元建て外債に係わる外貨管理問題に関する通知」（上海匯発[2011]4号）を公布しており、上海市を対象に、人民元建てによる域外からの親子ローンや金融機関からの借入等外債に関する管理について規定している。詳細は当行2011年2月22日付のBTMU (China) 実務・制度ニュース・レター第24号をご参照。

⁵申込書、企業権力機関の決議、契約・定款の修正協議、変更事項の証明書類、元の外商投資企業許可証書、変更後の営業許可書コピー。

行政審査認可が取消された項目	今後の対応
専門要求のない域内子会社の設立	商務部門による審査認可が不要
輸入による現物出資の設備明細	
外商投資企業の法定所在地変更	商務部門による審査認可が不要。なお、工商登録変更手続が完了した 30 日以内に要求された資料を提出し、商務部への備案手続が必要。
外商投資企業の名称変更	
外商投資企業の投資者名称変更	

審査認可権限を委譲・調整した項目

◆外資 M&A の管理

「通知」によると、取引額が 3 億米ドル以下の外資 M&A プロジェクトは省レベルの商務主管部門によって審査する。ただし「域外投資者の域内企業 M&A に関する規定」（商務部令 2009 年第 6 号令）に定めた商務部の審査対象を除くと規定された。

◆奨励類外資プロジェクト

国家の奨励対象となる外資プロジェクト確認書の作成について投資総額が 3 億米ドル以下の場合、外資投資企業プロジェクト確認書は省レベルの商務主管部門により発行される。

◆外商投資パートナーシップ企業の域内投資

「通知」によると、外商投資パートナーシップ企業の域内投資について、投資業務を主要業務とする当該企業は、域外投資者と見なし、その域内投資は外商投資の関連法規に準ずると明確にした。

審査認可を強化した項目

◆外資企業の投資株式会社（上場会社）の管理

「通知」は域内上場の外資投資株式会社の批准証明書に域外投資者名称及び持分を明記することを要求し、域外投資者の持ち株の減少額が総資本の 5%を超えた場合、商務主管部門に批准証

明書の変更を申請しなければならないと規定した。域外投資者の減資に対して商務主管部門への変更申請が今回初めて要求された。

◆サービス業における外商投資

「通知」はサービス業における外商投資への審査管理を強化した。とりわけ、下記の業種に言及した。省レベルの商務主管部門は、業種ごとの主管部門と緊密に連携し、厳格に審査し、問題がある場合、直ちに国家商務部（外資司）に報告することが要求された。

専門な規定に係わる業種	センシティブ業種	大口資金流入に繋がる業種
<ul style="list-style-type: none"> ✚ファイナンスリース ✚国際宅急便 ✚広告 ✚オークション ✚通信等 	<ul style="list-style-type: none"> ✚小口貸付 ✚市場調査 ✚信用格付け ✚警備サービス等 	<ul style="list-style-type: none"> ✚ベンチャーキャピタル ✚株式投資・管理等

「通知」に基づき、三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司企画部調査課作成

域外投資者の人民元建て投資

「通知」は、域外投資者がクロスボーダー貿易決済或いは他の合法ルートで取得した人民元で対中投資（企業の新設、既存企業の増資、域内企業の合併・買収、域内企業への融資、等）を申請する時の手続も規定した。関連手続は省レベルの商務主管部門を通じて行うが、当該部門は先に国家商務部（外資司）に報告しなければならない。国家商務部（外資司）の同意を受けてから、関連手続を進め、また、関連批准文書には出資通貨種類と金額を明記しなければならない。

国務院により定められた引き続き外商投資促進との方針に基づき、外商投資プロジェクトの審査認可の主管部門である商務部によって外商投資プロジェクトの審査認可手続が簡素化されつつあり、外商投資に利便化が図られている一方、中国の経済発展情勢及び中国政府のマクロコントロー

ル調整政策に基づき、一部の国家安全に係わる外商投資プロジェクトに対する審査認可の管理が従来より強化される動きも出ている。また、「通知」では、大口資金流入に係わる外商投資プロジェクトへの審査認可を厳しく管理すると要求された。外貨流入が加速している現状では、外貨管理上の外貨流入抑制を強化するだけでなく、商務部門からも大口外貨資金流入に伴う外商投資プロジェクトを厳しく管理するとの政府側の意図が窺える。

また、今回の調整で、特に注目されるのは、域外投資者の域内人民元建て投資に係わる申請手続を明記したことである。今回の「通知」は、域外投資者による人民元建て対中投資について商務方面の手続が明文化されたが、審査認可の権限が商務部にあり、今後、関連プロジェクトの案件が増加されるに伴い、将来的には地方商務部門に委譲される可能性があると思われる。

以上

【表：商務部による外商投資審査認可委譲に係わる政策調整の歩み】

規定	文号と公布日	主要内容
「商務部 外商投資業務、企業変更の審査認可を委譲する事項に関する通知」	商資函[2008]50号 公布日：2008-08-05	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商務部（元の外経貿部）の認可により設立された外商投資企業、例えば新規投資総額及び新規登録資本が限度額（奨励類、許可類 1億米ドル、制限類 5,000万米ドル）以内の場合、審査認可権限が省レベル商務主管部門にある。（*関連事項は除外） ✓ 限度額以下（改制企業は評価後の純資産額により計算）外商投資股份有限公司の設立及び変更（限度額以下の外商投資上場会社のその他の関連変更）は、審査認可権限が省レベル商務主管部門にある。（*関連事項は除外） ✓ *外商投資専門業界、特定産業政策、マクロコントロールされる業界は引き続き現行規定に基づき取扱う。域外投資者の上場会社に対する戦略投資は依然として関連規定に基づき商務部の審査を受ける。
「外商投資企業の審査認可権限の委譲事項に関する問題」	商資函[2008]51号 公布日：2008-09-12	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資商業企業設立及び既存の外商投資商業企業設立の変更は、省レベル商務主管部門が審査認可する。（同通知の第二条に係わる事項は除外）
「商務部による外商投資行政許可の更なる規範化に関する通知」	商資函 [2008] 21号 公布日：2008-08-26	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 元の商務部の認可により設立された外商投資企業は、その非実質変更（外商投資企業名称変更、投資者名称変更、同都市経営場所変更、董事会人数変更、法律規定に符合する経営期限変更を含む）は、商務部が省レベル商務主管部門に委託し審査認可する。 ✓ 元の商務部の認可により設立された限度額以下の外商投資企業は、その変更事項は省レベル商務主管部門が審査認可する。（投資性公司、専門規定、特定産業政策と国家マクロコントロールのある業界の外商投資企業は除外）
「商務部 外商投資の審査認可業務を更に改善することに関する通知」	商資函[2009]7号 公布日：2009-03-05	<ul style="list-style-type: none"> ✓ もとの商務部審査権限内の奨励類且つ国家総合バランスが不要の外商投資企業（株式会社を含む）の設立、増資、契約/定款及びその変更事項は、いずれも省レベル商務主管部門と国家級経済技術開発区が審査する。 ✓ 商務部の認可を経て設立された外商投資企業は、国家発展改革委員会の認可する限度額以上の増資事項及び支配出資持分の中国側から外国側へ移転が発生する出資持分譲渡事項を除き、その他の変更事項はいずれも地方商務主管部門が審査する。 ✓ 域外投資者と外商投資企業が域内企業を合併買収する際、奨励類、許可類で合併買収取引額が1億米ドル及びそれ以下である場合、制限類で取引額が5,000万米ドル及びそれ以下である場合、地方商務主管部門は、工商、税務、外貨等の関連部門とともに、関連する法律法規と『域外投資者による域内企業の合併買収に関する規定』に基づき審査する。 ✓ 外商投資企業に個別の規定がある業界、特定産業政策、マクロコントロールのある業界については、引き続き現行の規定により手続を行う（商務部が個別に省レベル商務主管部門に審査を授権或いは委託している場合を除く）。域外投資者が上場会社に対して戦略投資を行う場合、依然として関係する規定により商務部に報告し審査認可を受ける。
「商務部による省レベル商務主管部門と国家レベル経済技術開発区のサービス業の外商投資企業関連事項審査認可に関する通知」	商資函[2009]6号 公布日：2009-05-04	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 《目録》中の総投資額1億米ドル以下の奨励類、許可類；総投資額5,000万米ドル以下の制限類の一部業界（詳細は規定原文をご参照）外商投資企業の設立及び変更は、省レベル商務主管部門を審査し、管理を行う。 ✓ 外国投資による合併買収事項は、取引額によって審査認可権限を区分する。買収取引額の1億米ドル以下の奨励類、許可類、5,000万米ドル以下の制限類は、省レベル商務主管部門と国家レベル経済技術開発区は審査認可する。 ✓ 元の商務部の認可により設立された一部業界（詳細は規定原文をご参照）の外商投資企業の変更事項は省レベル商務主管部門と国家レベル経済技術開発区は同通知を照らし、審査認可する。

<p>「商務部外商投資審査認可権限の委譲に関する問題についての通知」</p>	<p>商資発【2010】209号 公布日：2010-06-10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「外商投資産業指導目録」に規定した奨励類、許可類の投資総額 3 億ドル以下、制限類投資総額 5,000 万ドル以下の外商投資企業の設立及び変更事項について、審査認可の権限を地方審査認可機構に委譲する。 ✓ 登録資本が 3 億ドル以下の外商投資性及び資本金総額 3 億ドル以下の外商投資ベンチャーキャピタルカンパニー、外商投資外商資創業投資管理企業の設立及び変更事項は、審査認可の権限が地方審査認可機構にある。 ✓ サービス業分野の外商投資企業の設立及び変更事項（限度額以上及び増資を含む）は、法律法規上商務部が審査認可することを明確規定している場合を除き、地方の商務主管部門に委譲する ✓ 一件当たりの増資額が限度額以下の増資事項については、地方の商務主管部門に委譲する ✓ 商務部、元対外経済貿易部及び国务院関係部門が承認し設立した外商投資企業の変更事項は、地方の商務主管部門に委譲する。但し、一件当たりの増資額が限度額に達し、もしくは超える場合及び本通知第 5 条（第 6 ページ目の「通知」原文をご参照）に規定された場合は除く。
--	---	---

各関連通知に基づき、三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司企画部調査課作成

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p data-bbox="189 356 756 427">商务部关于外商投资管理有关问题的通知</p> <p data-bbox="357 465 588 501">商资函[2011]72 号</p> <p data-bbox="180 539 767 611">各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆建设兵团商务主管部门：</p> <p data-bbox="180 680 767 943">2010 年，国务院发布了《关于第五批取消和调整行政审批项目的决定》（国发[2010]21 号）和《关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发[2010]9 号），将部分外商投资审核管理权限下放到省级商务主管部门并取消了部分外商投资审批事项。为进一步做好有关工作，现通知如下：</p> <p data-bbox="180 1012 624 1048">一、关于取消行政审批事项的管理</p> <p data-bbox="180 1086 767 1234">（一）对于无专项规定要求的境内分公司设立和进口作为出资的设备清单，商务主管部门不再审批，外商投资企业可直接向有关部门办理手续。</p> <p data-bbox="180 1303 767 1641">（二）对于外商投资企业法定地址变更（跨审批机关管辖的除外）、名称变更和投资者名称变更，企业在办理工商注册变更登记手续后 30 日内，凭申请书、企业权力机构决议、合同/章程的修改协议、变更事项的证明文件、原外商投资企业批准证书及变更后的营业执照复印件等向商务主管部门备案。商务主管部门收到上述全部材料后，即为企业换发外商投资企业批准证书。</p> <p data-bbox="180 1749 767 1821">二、关于外商投资股份公司（上市公司）的管理</p> <p data-bbox="180 1859 767 2007">境内上市的外商投资股份公司批准证书应记载外国投资者及其股份，如外国投资者减持股份变动累计超过总股本的 5%，需向商务主管部门申请办理批准证书变更。</p>	<p data-bbox="805 356 1402 427">商務部による外商投資管理業務の関連問題に関する通知</p> <p data-bbox="971 465 1203 501">商資函[2011]72号</p> <p data-bbox="796 539 1415 611">各省、自治区、直辖市、計画単列市および新疆建設兵团商務主管部門：</p> <p data-bbox="796 663 1415 958">2010年、國務院が「第五回目行政批准項目の取消と調整に関する決定」（国発[2010]21号）と「外資利用業務をより良く行うことに関する國務院の若干意見」（国発[2010]9号）を公布し、一部の外商投資審査管理の権限を省レベル主管部門に委譲し、且つ一部の外商投資審査項目を取り消した。その関連業務を更に良く推進するため、ここで以下のとおり通知する：</p> <p data-bbox="796 1003 1179 1039">一、行政審査事項取消の管理</p> <p data-bbox="796 1077 1415 1225">（一）専門性規定のない域内分公司の設立、出資とする輸入設備のリストに対し、商務主管部門は審査を行わない。外商投資企業は、直接関連部門にて手続を行うことができる。</p> <p data-bbox="796 1303 1415 1718">（二）外商投資企業の法定住所変更（審査機関の管轄範囲を跨える場合を除く）、名称変更および投資者名称変更について、企業は工商登録変更の手続が完了した30日以内に、申請書、企業権力機構の決議、契約/定款の訂正協議、変更事項の証明文書、元の外商投資企業批准書および変更後の営業許可書のコピーなどを持参し、商務主管部門で備案を行う。商務主管部門は上記資料をすべて受領した後、直ちに当該企業のため、外商投資企業批准書を変更し、発行する。</p> <p data-bbox="796 1762 1358 1798">二、外商投資株式会社（上場企業）の管理</p> <p data-bbox="796 1836 1415 2020">域内で上場した外商投資株式会社の批准書では、当該会社の域外投資者の名称および出資比率を明記し、域外投資者による持分の売却は総資本の5%以上が変動する場合、商務主管部門へ批准書の変更を申請しなければならない。</p>

三、关于外资并购的管理

交易额3亿美元以下的外资并购事项由省级商务主管部门负责审核，但《关于外国投资者并购境内企业的规定》（商务部令2009年第6号令）规定需由商务部审批的事项，不受上述限额限制，均由商务部负责审核管理。

四、关于国家鼓励发展的外资项目确认书的办理

根据外商投资企业审批权限的调整原则，投资总额3亿美元以下鼓励类外商投资企业项目确认书由省级商务主管部门按有关法律法规办理。

各地要严格按照《商务部关于办理外商投资企业〈国家鼓励发展的内外资项目确认书〉有关问题的通知》（商资发[2006]第201号）及相关法律法规出具确认书。商务部将加强督导和检查，对于未按规定及时备案或违规出具确认书的部门，责令其纠正或撤销；情节严重的，暂停其确认书出具资格。

五、关于境外投资者以人民币投资问题

为审慎监管，经商人民银行和国家外汇局，如有境外投资者申请以跨境贸易结算所得人民币及境外合法所得人民币来华投资（包括新设立企业、对现有企业增资、并购境内企业及提供贷款等），省级商务主管部门应先函报商务部（外资司），待商务部（外资司）复函同意后，方可办理相关手续，并需在批件中明确出资货币形式和金额。

六、关于外商投资合伙企业境内投资

以投资为主要业务的外商投资合伙企业视同境外投资者，其境内投资应当遵守外商投资的法律、行政法规、规章。各级商务主管部门要按有关规定做好上述企业的审核管理，加强工商、外汇等部门的沟通与合作。

三、外資による合併・買収に関する管理

取引金額が3億ドル以下の外資による合併・買収は、省レベル商務主管部門により審査を行う。但し、「域外投資者による域内企業の合併・買収に関する規定」に基づき商務部が審査部門となる事項は、上述の限度額に制限されず、いずれも商務部により審査を行う。

四、国家奨励類外資プロジェクトの確認書の発行

外資投資企業審査認可権限の調整原則に基づき、投資総額が3億米ドル以下の奨励類外資投資企業プロジェクト確認書は省レベルの商務主管部門が関連法律法規に基づき処理する。

各地は厳格に「商務部：外商投資企業（国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書）に関連する問題の通知」（商資発「2006」第201号）及び法律法規に基づき、確認書を発行する。商務部は監督指導と検査を強化し、規定通り即時に備案しない、或いは法規に違反して確認書を発行する部門に対して、是正を命じ、また確認書の取り消しを求める。事情が深刻な場合は一時的に確認書の発行資格を停止する。

五、域外投資者の人民元建て投資

慎重に監督管理を行うため、人民銀行と国家外貨局との協議の上、域外投資者がクロスボーダー貿易決済で取得した人民元及び域外の合法的な人民元所得で対中投資（企業新設、既存企業の増資、域内企業の合併・買収及び域内企業への貸付等）を申請する場合、省レベルの商務主管部門は国家商務部（外资司）に先に報告し、商務部（外资司）より同意批准を得て、はじめて関連手続を進めることができる。批准文書で出資通貨と金額を明記しなければならない。

六、外商投資パートナーシップ企業の域内投資

投資業務を主要業務とする外商投資パートナーシップ企業は域外投資者とみなし、域内においての投資は外商投資の法律、行政法規、規章を遵守しなければならない。各レベル商務主管部門は関連規定に基づき、上述企業の審査管理を着実にを行い、工商及び外貨など部門の連絡及び合作を強化しなければならない。

<p>七、关于加强服务业领域外商投资的审核管理</p> <p>各级商务主管部门要严格按照法律、法规及其他有关规定审核管理外商投资服务业审批事项。对于融资租赁、国际快递、广告、拍卖以及省、市、自治区范围内增值电信业务等涉及专项规定管理的行业，小额贷款、市场调查、信用评级、保安服务等敏感行业，以及创业投资、股权投资及管理涉及大额资金流入的行业，省级商务主管部门要切实履行职能，严格审批，与同级行业主管部门密切配合，加强沟通，遇有问题及时向商务部（外资司）报告。</p> <p>中华人民共和国商务部 二〇一一年二月二十五日</p>	<p>七、サービス業における外商投資への審査管理強化</p> <p>各レベルの商務主管部門は法律、法規およびその他関連規定に基づき、サービス業における外商投資を厳格に審査しなければならない。特にファイナンスリース、国際宅急便、広告、オークション、及び省、市、自治区範囲内で付加価値通信などの管理規定に係わる業種、小口貸出、市場調査、信用格付け、警備サービスなどのセンシティブ業種、及びベンチャーキャピタル、株式投資・管理、などの大口資金流入に繋がる業種に対し、省レベルの商務主管部門は着実に職責を履行し、厳格に審査認可しなければならない。同レベル業界主管部門と緊密に連携し、連絡を強化し、問題がある際には直ちに国家商務部（外資司）に報告すること。</p> <p>中華人民共和国 商務部 二〇一一年二月二十五日</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦20階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255